

# 防火・防災管理再講習について

**※具体的な再講習の受講義務・受講期限は、事業所がある地域の消防本部・消防署にお問い合わせ下さい。**

## 1 告示で定められている受講義務者

### (1) 防火管理者

収容人員が300人以上の特定防火対象物において、防火管理者に選任されている甲種防火管理新規講習修了者

※ 乙種防火管理講習修了者を防火管理者に選任できる部分の防火管理者を除く。

注① 収容人員は、防火対象物全体の収容人員です。

複数の事業所がある建物では、各事業所の収容人員の合計で算定します。

② 特定防火対象物とは、劇場、遊技場、風俗営業店舗、飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院、社会福祉施設、地下街などの用途に使用されているものをいいます。

③ 乙種防火管理講習修了者や学識経験者等は、再講習を受講できません。

④ 甲種防火管理新規講習修了者であっても、②の用途以外の共同住宅、学校、図書館、公衆浴場、寺社、工場、駐車場、倉庫、事務所などの用途の防火管理者や、防火管理者に選任されていない方は、受講義務はありません。

ただし、③の方とは違って、受講することはできます。

⑤ 市町村条例で、①～④と異なる規定を定めている場合がありますので注意して下さい。

### (2) 防災管理者

防災管理対象物において、防災管理者に選任されている防災管理新規講習修了者

注① 講習修了者で、防災管理者に選任されている方全員に受講義務があります。

② 学識経験者等は受講できません。

③ 防災管理者に選任されていない場合は、受講義務はありません。

ただし、講習修了者であれば、受講することはできます。

## 2 告示で定められている受講期限

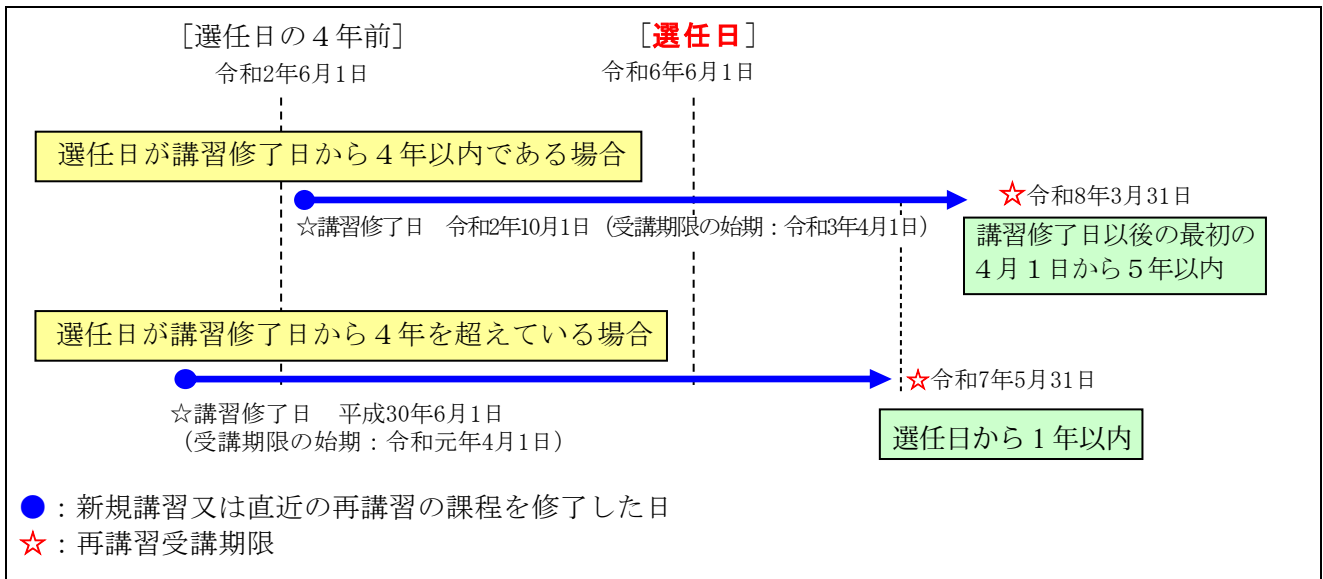
① 選任日が講習修了日から4年以内 → 講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内

② 選任日が講習修了日から4年を超えている → 選任日から1年以内

③ 以後同様（直近の再講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内）

※ 次のイラストを参考にして下さい。

# 防火管理者・防災管理者に選任された場合の再講習受講期限の例

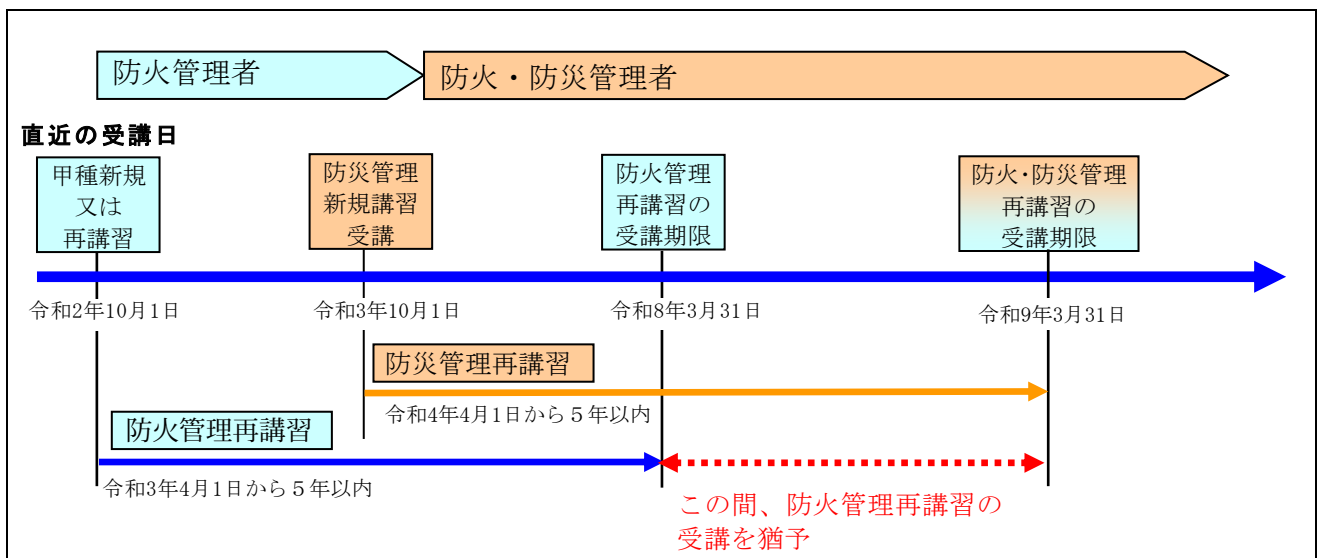


## 甲種防火管理再講習の受講期限の特例 (経過措置)

甲種防火管理講習修了者が、新たに防災管理新規講習の課程を修了した場合

- ① 選任日が防火管理講習修了日から4年以内で、かつ、防火管理再講習受講期限が防災管理再講習受講期限より早い場合 → 防災管理講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内
- ② 選任日が防火管理講習修了日から4年を超える → 選任日から1年以内 (特例なし)

※ ①の場合は、防災管理講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内に、防火・防災管理再講習 (併催再講習) を受講すればよい。



※具体的な再講習の受講義務・受講期限は、事業所がある地域の消防本部・消防署にお問い合わせ下さい。